

藤沢市議会定例会議案

2021年（令和3年）6月7日提出

目 次

議案第 7 号	工事請負契約の締結について (環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工 事(建築))	1
議案第 8 号	工事請負契約の締結について (環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工 事(機械))	7
議案第 9 号	工事請負契約の締結について (環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工 事(電気))	12
議案第 10 号	工事請負契約の締結について ((仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事)	17
議案第 11 号	工事請負契約の締結について (湘南台中学校校舎棟外壁等改修工事)	22
議案第 12 号	工事請負契約の変更契約の締結について (藤沢市北部環境事業所新2号炉建設工事)	26
議案第 13 号	製造請負契約の締結について (遠距離送・排水システム車の製造)	27
議案第 14 号	市道の認定について	30
議案第 15 号	市道の廃止について	34
議案第 16 号	指定管理者の指定について (江ノ島駅自転車等駐車場)	36
議案第 17 号	藤沢市手数料条例の一部改正について	38

議案第18号	藤沢市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正について	40
議案第19号	藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	43
議案第20号	藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	44
議案第21号	藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	46
議案第22号	藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について	47
議案第23号	藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	48
議案第24号	藤沢市地震対策条例の一部改正について	51
議案第25号	藤沢市旅館業法施行条例の一部改正について	53
議案第26号	藤沢市公衆浴場法施行条例の一部改正について	55
議案第27号	藤沢市工場立地に関する準則を定める条例の制定について	57
議案第28号	藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について	60

工事請負契約の締結について

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（建築）

湘南営繕協会・湘南アーキテクチャ共同企業体

代表者 藤沢市亀井野一丁目24番地の2

株式会社湘南営繕協会

代表取締役 最上 重夫

2 工事の概要

構造規模 鉄筋コンクリート造 3階建て

建築面積 1,082.63平方メートル

延床面積 2,919.97平方メートル

(1) 建築工事一式

(2) 外構工事一式

(3) 解体工事一式

(4) その他附帯工事一式

3 契約金額

906,950,000円

4 工事の場所

藤沢市遠藤2023番地の17

5 工期

議決の日着工

2023年（令和5年）1月31日しゅん工予定

提案理由

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（建築）について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
（契約）

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

< 議案第7号資料1 >

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（建築）請負契約の
相手方状況調書（1）

- 1 会社名 藤沢市亀井野一丁目24番地の2
株式会社湘南営繕協会
代表取締役 最上重夫
- 2 資本金 100,000千円
- 3 年間工事高
- | | | |
|----------|--------|-------------|
| 令和2年3月期 | 建築一式工事 | 852,500千円 |
| | その他工事 | 613,255千円 |
| | 合計 | 1,465,755千円 |
| 平成31年3月期 | 建築一式工事 | 456,038千円 |
| | その他工事 | 282,186千円 |
| | 合計 | 738,224千円 |
- 4 職員数 技術職員 19人
事務職員 14人
合計 33人

5 創業 1983年（昭和58年）

6 主な工事実績

六会中学校屋内運動場建設工事（建築）（藤沢市発注）

2020年（令和2年）1月しゅん工

湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同企業体

（684,504千円）

持分 479,152千円

大庭台墓園立体墓地納骨壇増設工事（建築・機械）（藤沢市発注）

2018年（平成30年）3月しゅん工

湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同企業体

（277,884千円）

持分 194,518千円

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（建築）請負契約の
相手方状況調書（２）

- 1 会社名 藤沢市湘南台三丁目2番地の3
湘南アーキテクチュア株式会社
代表取締役 清水 恵子
- 2 資本金 100,000千円
- 3 年間工事高
- | | | |
|---------|--------|-----------|
| 令和2年9月期 | 建築一式工事 | 271,620千円 |
| | その他工事 | 401,402千円 |
| | 合計 | 673,022千円 |
| 令和元年9月期 | 建築一式工事 | 66,428千円 |
| | その他工事 | 480,323千円 |
| | 合計 | 546,751千円 |
- 4 職員数 技術職員 8人
事務職員 10人
合計 18人

5 創業 1990年（平成2年）

6 主な工事实績

六会中学校屋内運動場建設工事（建築）（藤沢市発注）

2020年（令和2年）1月しゅん工

湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同企業体

（684,504千円）

持分 205,351千円

大庭台墓園立体墓地納骨壇増設工事（建築・機械）（藤沢市発注）

2018年（平成30年）3月しゅん工

湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同企業体

（277,884千円）

持分 83,365千円

<議案第7号資料2>

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（建築）入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（建築） 湘南営繕協会・湘南アーキテクチャ共同企業体	千円 824,500	落 札
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（建築） 堀本工務店・堀本建設共同企業体	870,800	
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（建築） 大旭建業・ライズ湘南共同企業体	883,000	
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（建築） 門倉組・大春工務店共同企業体	888,000	
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（建築） アイグステック・アトラス湘南共同企業体	940,000	
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（建築） ミヤマ建設・神南工務店共同企業体	1,008,000	
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（建築） 田中建設工業・山藤建業共同企業体	1,028,700	

予 定 価 格	千円 9 5 6 , 3 0 0	
調 査 基 準 価 格	8 5 5 , 6 0 0	
失 格 基 準 価 格	7 7 0 , 0 4 0	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（機械）について、次のとおり請負契約を締結する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（機械）

生井興業・富士中商会共同企業体

代表者 藤沢市葛原2029番地

有限会社生井興業

代表取締役 生 井 昭 博

2 工事の概要

機械設備工事一式

3 契約金額

245,850,000円

4 工事の場所

藤沢市遠藤2023番地の17

5 工 期

議決の日着工

2023年（令和5年）1月31日しゅん工予定

提案理由

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（機械）について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

<議案第8号資料1>

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（機械）請負契約の
相手方状況調書（1）

- 1 会社名 藤沢市葛原2029番地
有限会社生井興業
代表取締役 生井昭博
- 2 資本金 20,000千円
- 3 年間工事高
- | | | |
|---------|-------|-----------|
| 令和2年9月期 | 管工事 | 814,411千円 |
| | その他工事 | 0千円 |
| | 合計 | 814,411千円 |
| 令和元年9月期 | 管工事 | 810,216千円 |
| | その他工事 | 0千円 |
| | 合計 | 810,216千円 |
- 4 職員数 技術職員 20人
事務職員 2人
合計 22人
- 5 創業 2000年（平成12年）
- 6 主な工事実績
- 海老名市立有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター大規模改修工事（機械設備）（藤沢市以外発注）
2021年（令和3年）3月しゅん工
139,696千円
- 市営古里住宅浴室ユニット化工事（藤沢市発注）
2018年（平成30年）2月しゅん工
61,560千円

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（機械）請負契約の
相手方状況調書（２）

- 1 会社名 藤沢市長後591番地
株式会社富士中商会
代表取締役社長 田中靖一
- 2 資本金 10,000千円
- 3 年間工事高
- | | | |
|----------|-------|----------|
| 令和2年1月期 | 管工事 | 29,863千円 |
| | その他工事 | 0千円 |
| | 合計 | 29,863千円 |
| 平成31年1月期 | 管工事 | 92,259千円 |
| | その他工事 | 0千円 |
| | 合計 | 92,259千円 |
- 4 職員数 技術職員 3人
事務職員 1人
合計 4人
- 5 創業 1960年（昭和35年）
- 6 主な工事実績
- 高倉中学校普通教室等空調設備設置工事（機械）（藤沢市発注）
2013年（平成25年）3月しゅん工
19,383千円
- 市営永山住宅浴室ユニット化工事（藤沢市発注）
2011年（平成23年）3月しゅん工
51,975千円

<議案第8号資料2>

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（機械）入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（機械） 生井興業・富士中商会共同企業体	千円 223,500	落 札
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（機械） 山羽工業・豊設備共同企業体	226,300	
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（機械） 大野設備工業・カトー工業共同企業体	227,700	
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（機械） 相和設備工業・林工務店共同企業体	228,650	

予 定 価 格	千円 230,400	
調 査 基 準 価 格	205,870	
失 格 基 準 価 格	185,283	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（電気）について、次のとおり請負契約を締結する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（電気）

大栄電気・関口電気工事共同企業体

代表者 藤沢市藤沢976番地の6

大栄電気株式会社 神奈川営業所

所長 荻野 淳 一

2 工事の概要

電気設備工事一式

3 契約金額

170,500,000円

4 工事の場所

藤沢市遠藤2023番地の17

5 工期

議決の日着工

2023年（令和5年）1月31日しゅん工予定

提案理由

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（電気）について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

<議案第9号資料1>

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（電気）請負契約の
相手方状況調書（1）

1	会社名	藤沢市藤沢976番地の6 大栄電気株式会社 神奈川営業所 所長 荻野 淳一	
2	資本金	300,000千円	
3	年間工事高	(神奈川営業所)	(本社)
	令和2年9月期	電気設備工事 2,606千円	6,603,449千円
		その他工事 0千円	377千円
		合計 2,606千円	6,603,826千円
	令和元年9月期	電気設備工事 3,814千円	6,083,854千円
		その他工事 0千円	277千円
		合計 3,814千円	6,084,131千円
4	職員数	技術職員 2人	138人
		事務職員 0人	22人
		合計 2人	160人
5	創業	1947年（昭和22年）	
6	主な工事実績	勝鬨橋景観照明改修工事その2（藤沢市以外発注） 2020年（令和2年）3月しゅん工 704,941千円 中央区立日本橋小学校等複合施設整備工事（電気設備工事）（藤沢市以外発注） 2018年（平成30年）2月しゅん工 大栄・常興建設共同企業体 (879,596千円) 持分615,717千円	

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（電気）請負契約の
相手方状況調書（２）

1 会社名 藤沢市本町三丁目17番13号
株式会社関口電気工事
代表取締役 関口和成

2 資本金 10,000千円

3 年間工事高

令和2年3月期 電気設備工事 117,001千円

その他工事 0千円

合計 117,001千円

平成31年3月期 電気設備工事 53,354千円

その他工事 0千円

合計 53,354千円

4 職員数 技術職員 4人

事務職員 2人

合計 6人

5 創業 1969年（昭和44年）

6 主な工事実績

藤沢駅北口地下道自家発電設備改修工事（藤沢市発注）

2015年（平成27年）2月しゅん工

10,800千円

平成25年度交通安全施設等整備工事 公共（その5）（藤沢市以外発注）

2014年（平成26年）3月しゅん工

17,430千円

<議案第9号資料2>

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（電気）入札状況調書

入札（1回目）

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（電気） 大栄電気・関口電気工事共同企業体	千円 173,000	
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（電気） 湘南送電工事・長谷川電気工事店共同企業体	208,000	

入札（2回目）

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（電気） 大栄電気・関口電気工事共同企業体	千円 155,000	落 札
環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（電気） 湘南送電工事・長谷川電気工事店共同企業体	163,000	

予 定 価 格	千円 170,200	
調 査 基 準 価 格	151,670	
失 格 基 準 価 格	136,503	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

(仮称)遠藤笹窪谷公園整備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2021年(令和3年)6月7日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 契約の相手方

(仮称)遠藤笹窪谷公園整備工事

藤横緑化土木・ソーゴーマテリアル共同企業体

代表者 藤沢市大庭5342番地の5

株式会社藤横緑化土木

代表取締役 神和人

2 工事の概要

公園等整備工事

施工面積 23,000平方メートル

- (1) 園内舗装工事一式
- (2) 園内附属施設工事一式
- (3) 電気施設工事一式
- (4) 植栽工事一式
- (5) その他附帯工事一式

3 契約金額

160,710,000円

4 工事の場所

藤沢市遠藤地内

5 工期

議決の日着工

2022年(令和4年)3月15日しゅん工予定

提案理由

（仮称）遠藤笹窪谷公園整備工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

< 議案第10号資料1 >

(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事請負契約の相手方状況調書(1)

- 1 会社名 藤沢市大庭5342番地の5
株式会社藤横緑化土木
代表取締役 神和人
- 2 資本金 35,000千円
- 3 年間工事高
- | | | |
|---------|-------|-----------|
| 令和2年9月期 | 造園工事 | 70,385千円 |
| | その他工事 | 180,813千円 |
| | 合計 | 251,198千円 |
| 令和元年9月期 | 造園工事 | 200,428千円 |
| | その他工事 | 223,378千円 |
| | 合計 | 423,806千円 |
- 4 職員数
- | | |
|------|----|
| 技術職員 | 8人 |
| 事務職員 | 1人 |
| 合計 | 9人 |

5 創業 1999年(平成11年)

6 主な工事実績

宮ノ下公園施設整備工事(藤沢市発注)

2019年(平成31年)3月しゅん工

藤横緑化土木・新緑共同企業体

(148,826千円)

持分 104,178千円

平成29年度都市公園整備工事公共(その3)公園整備工事県単(その4)

合併(藤沢市以外発注)

2018年(平成30年)6月しゅん工

135,114千円

(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事請負契約の相手方状況調書 (2)

1 会社名 藤沢市鶴沼神明三丁目9番8号
株式会社ソーゴーマテリアル
代表取締役 岩田 修

2 資本金 5,000千円

3 年間工事高

令和2年7月期	造園工事	41,721千円
	その他工事	11,884千円
	合計	53,605千円

令和元年7月期	造園工事	40,064千円
	その他工事	13,214千円
	合計	53,278千円

4 職員数 技術職員 5人
事務職員 1人
合計 6人

5 創業 2006年(平成18年)

6 主な工事実績

公園健康遊具増設工事(藤沢市発注)

2021年(令和3年)2月しゅん工

7,352千円

令和元年度道路補修工事県単(その1)(藤沢市以外発注)

2020年(令和2年)3月しゅん工

7,896千円

<議案第10号資料2>

(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事 藤横緑化土木・ソーゴーマテリアル共同企業体	千円 146,100	落 札
(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事 ガーデンサービス・門倉組共同企業体	148,041	
(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事 帖佐造園土木・小池造園共同企業体	148,266	
(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事 嵯峨造園土木・佐野造園土木共同企業体	148,898	
(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事 平川造園土木・シーランド造園共同企業体	160,430	
(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事 安藤植木・高倉園グリーンセンター共同企業体	164,299	
(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事 湘南グリーンサービス・伊藤造園土木共同企業体	168,869	
(仮称) 遠藤笹窪谷公園整備工事 吉川産業・松南緑化産業共同企業体	176,410	

予 定 価 格	千円 181,430	
調 査 基 準 価 格	161,760	
失 格 基 準 価 格	145,584	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について
湘南台中学校校舎棟外壁等改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢市宮原1495番地の1

タイヨー建設株式会社

代表取締役 田 中 博 之

2 工事の概要

(1) 外壁改修工事一式

(2) 防水改修工事一式

(3) 電気設備工事一式

(4) その他附帯工事一式

3 契約金額

173,987,000円

4 工事の場所

藤沢市湘南台七丁目18番地の1

5 工 期

議決の日着工

2022年（令和4年）1月19日しゅん工予定

提案理由

湘南台中学校校舎棟外壁等改修工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

<議案第11号資料1>

湘南台中学校校舎棟外壁等改修工事請負契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市宮原1495番地の1
タイヨー建設株式会社
代表取締役 田中博之
- 2 資本金 50,000千円
- 3 年間工事高
令和2年8月期 建築一式工事 312,096千円
その他工事 601,599千円
合計 913,695千円
令和元年8月期 建築一式工事 94,774千円
その他工事 952,970千円
合計 1,047,744千円
- 4 職員数 技術職員 18人
事務職員 10人
合計 28人
- 5 創業 1955年(昭和30年)
- 6 主な工事実績
大清水中学校外壁等改修工事(藤沢市発注)
2020年(令和2年)3月しゅん工
127,553千円
滝の沢中学校外壁等改修工事(藤沢市発注)
2015年(平成27年)2月しゅん工
131,652千円

<議案第11号資料2>

湘南台中学校校舎棟外壁等改修工事入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘要
タイヨ一建設株式会社	千円 158,170	落札
株式会社堀本工務店	162,000	
株式会社丸山工務所	165,780	
大旭建業株式会社	169,000	
株式会社大春工務店	179,000	
ミヤマ建設株式会社	187,100	
株式会社アトラス湘南	187,900	
株式会社田中建設工業	189,000	
株式会社湘南営繕協会	207,000	
アイグステック株式会社	229,000	

予 定 価 格	千円 192,600	
調 査 基 準 価 格	171,410	
失 格 基 準 価 格	154,269	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の変更契約の締結について

藤沢市北部環境事業所新2号炉建設工事について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

東京都大田区羽田旭町11番1号

荏原環境プラント株式会社 営業本部

本部長 佐藤 誉 司

2 変更内容

(1) 工事の概要

汚染土壌対策工事 汚染土壌の対策に伴う追加

南東門移設工事 南東門の位置変更に伴う追加

(2) 契約金額

変 更 前	増 額 分	変 更 後
11,383,578,000円	71,445,000円	11,455,023,000円

提案理由

藤沢市北部環境事業所新2号炉建設工事の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

製造請負契約の締結について
遠距離送・排水システム車の製造について、次のとおり請負契約を締結する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 契約の相手方
横浜市神奈川区二ツ谷町1番地8
帝商株式会社横浜営業所
所長 寺 本 安 孝
- 2 製造すべき車両
遠距離送・排水システム車 1台
- 3 契約金額
165,000,000円
- 4 製造工期
議決の日着工
2022年（令和4年）3月25日納入期限

提案理由

大規模地震等に対応する車両を南消防署に配備するため、製造請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

< 議案第 13 号資料 1 >

遠距離送・排水システム車製造請負契約の相手方状況調書

- 1 会社名 横浜市神奈川区二ツ谷町 1 番地 8
帝商株式会社横浜営業所
所長 寺本安孝
- 2 資本金 85,000 千円
- 3 職員数 全体 45 人 横浜営業所 4 人
- 4 創業 1948 年 (昭和 23 年)
- 5 主な製造請負実績
救助工作車 (藤沢市発注)
2021 年 (令和 3 年) 3 月納入
201,850 千円
救助工作車 (3 型) (藤沢市以外発注)
2020 年 (令和 2 年) 2 月納入
146,080 千円

<議案第13号資料2>

遠距離送・排水システム車製造請負契約入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
帝商株式会社横浜営業所	150,000,000円	落札

予 定 価 格	151,243,700円	
---------	--------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼 945号線	鵜沼藤が谷四丁目2284番86地先		2.7 ～ 5.4	1036.1
		鵜沼藤が谷二丁目7327番251地先			
2	鵜沼 946号線	鵜沼松が岡三丁目6703番542地先		4.7	32.9
		鵜沼松が岡三丁目6703番545地先			
3	辻堂 678号線	辻堂元町四丁目3205番7地先		4.5	34.8
		辻堂元町四丁目3205番11地先			
4	辻堂 679号線	辻堂太平台二丁目1番51地先		5.0	52.4
		辻堂太平台二丁目1番56地先			
5	辻堂 680号線	辻堂太平台一丁目13番4地先		4.5	29.9
		辻堂太平台一丁目13番63地先			
6	辻堂 681号線	辻堂東海岸二丁目7285番360地先		6.0	157.4
		辻堂東海岸二丁目7285番367地先			
7	村岡 587号線	宮前字後河内437番2地先		4.2	38.3
		宮前字後河内437番2地先			

8	明治	城南一丁目 1 9 6 番 7 地先	4.5	27.7
	5 2 7 号線	城南一丁目 1 9 6 番 8 地先		
9	明治	羽鳥三丁目 1 1 5 7 番 7 地先	4.5	10.4
	5 2 8 号線	羽鳥三丁目 1 1 5 7 番 2 地先		
10	明治	羽鳥三丁目 1 1 5 8 番 7 地先	4.5	32.7
	5 2 9 号線	羽鳥三丁目 1 1 5 7 番 1 0 地先		
11	善行	本藤沢五丁目 4 5 6 1 番 5 地先	4.5	27.6
	6 5 3 号線	本藤沢五丁目 4 5 5 3 番 8 地先		
12	善行	本藤沢五丁目 4 5 2 9 番 4 3 地先	2.7 ～ 4.5	71.7
	6 5 4 号線	本藤沢五丁目 4 5 5 3 番 1 地先		
13	六会	亀井野字狼谷 9 2 7 番 3 2 地先	6.0 ～ 18.0	114.6
	9 0 5 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 5 3 地先		
14	六会	亀井野字狼谷 9 3 1 番 3 地先	6.0	128.4
	9 0 6 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 5 3 地先		
15	六会	亀井野字狼谷 9 2 7 番 6 7 地先	6.0	52.2
	9 0 7 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 7 7 地先		
16	六会	亀井野字狼谷 9 2 7 番 2 9 地先	6.0	43.2
	9 0 8 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 7 7 地先		
17	六会	亀井野字狼谷 9 2 7 番 2 9 地先	6.0	16.3
	9 0 9 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 2 5 地先		
18	六会	亀井野字狼谷 9 2 7 番 5 1 地先	6.0	35.5
	9 1 0 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 4 7 地先		
19	六会	亀井野字西谷 1 0 1 4 番 2 2 地先	4.0	57.7
	9 1 1 号線	亀井野字不動前 7 9 9 番 8 地先		

20	六会 912号線	亀井野字不動前800番37地先	6.0	13.6
		亀井野字不動前800番34地先		
21	長後 934号線	下土棚字渋谷ノ里1108番5地先	4.3 ～ 7.2	138.8
		下土棚字渋谷ノ里1156番10地先		
22	御所見 1145号線	用田字南原517番1地先	5.0	8.9
		用田字南原517番15地先		

提案理由

鵜沼945号線ほか21路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 100号線	鵜沼藤が谷四丁目2284番86地先	3.0 ～ 6.0	993.0
		鵜沼藤が谷二丁目7327番1地先		
2	善行 646号線	本藤沢五丁目4561番5地先	2.2 ～ 2.5	13.9
		本藤沢五丁目4529番138地先		
3	善行 647号線	本藤沢五丁目4529番43地先	0.9 ～ 7.9	103.7
		本藤沢五丁目4553番1地先		
4	亀井野 722-2 号線	亀井野字犬久保1251番7地先	1.8	90.0
		亀井野字犬久保1315番地先		
5	長後 347号線	下土棚字渋谷ノ里1150番地先	1.0 ～ 7.0	68.0
		下土棚字渋谷ノ里1149番地先		
6	下土棚 1288-2 号線	下土棚字渋谷ノ里1156番地先	2.1	11.0
		下土棚字渋谷ノ里1158番地先		
7	用田 875号線	用田字南原577番1地先	2.4	19.0
		用田字南原578番地先		

8	用田 876号線	用田字南原577番1地先	1.2	52.0
		用田字南原517番1地先		

提案理由

鵜沼100号線ほか7路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提出する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

江ノ島駅自転車等駐車場

2 指定管理者となる団体

藤沢市円行二丁目3番地の17

公益財団法人藤沢市まちづくり協会

3 指定の期間

2021年（令和3年）7月16日から2022年（令和4年）3月31日まで

提案理由

江ノ島駅自転車等駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表を削る。

別表第1の4の表中「から3の表まで」を「及び2の表」に改め、同表を別表第1の3の表とする。

別表第5の17の表4の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表6の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表8の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表12の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表14の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表15の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表16の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

附 則

この条例中、別表第1の改正規定は令和3年9月1日から、別表第5の改正規定は令和3年8月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により個人番号カードの発行に係る手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収するとされたこと並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正により引用する条項が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正について
藤沢市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例
藤沢市道路附属物自動車駐車場条例（平成11年藤沢市条例第34号）の一部を
次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場として、この市に道路附属物自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

第2条中「駐車料金を徴収する駐車場」を「駐車場の名称及び位置」に改める。

第8条を第13条とし、同条の前に次の4条を加える。

（損害賠償）

第9条 その責めに帰すべき理由により駐車場の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第10条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務等）

第11条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務
(指定管理者の指定等)

第12条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の定めるところによる。

第7条第1項中「法24条の3の規定により設ける標識」を「指定管理者」に、「掲げる」を「掲げる」に、「もので」を「標識を設け」に改め、同項第1号中「駐車料金」を「利用料金」に改め、同条を第8条とする。

第6条（見出しを含む。）中「駐車料金」を「利用料金」に改め、同条中「還付し」を「返還し」に改め、同条ただし書中「市長」を「次項に定める場合その他指定管理者」に、「還付する」を「返還する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、第3条第3項の規定による定期駐車券の発行を受けた利用者が、駐車場の全部又は一部の供用を休止したことにより自動車を駐車することができないとき又は発行を受けた定期駐車券の利用期間内にその利用を中止する旨の申出があったときは、当該利用者に対し、既納の定期駐車券の料金の全部又は一部を返還するものとする。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」を「指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金」に改め、同条を第6条とする。

第4条（見出しを含む。）中「駐車料金」を「利用料金」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第2項を削り、同条第1項中「駐車料金」を「利用料金」に改め、「、1台1回につき」を削り、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする」を「次に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 入出場時間に駐車する場合 1,500円

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 入出場時間以外の時間にまたがって駐車する場合 前2号に規定する額の合
算額

第3条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

駐車場を利用した者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料
金」という。）を支払わなければならない。

第3条第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条中第4項及び第5項を削
り、第6項を第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（供用時間等）

第3条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 駐車場への入場及び駐車場からの出場の取扱いをする時間（以下「入出場時間」
という。）は、指定管理者（第10条に規定する市長が指定するものをいう。以
下第8条までにおいて同じ。）が定める。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第1項の規定にかかわらず、駐
車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一
部の供用を休止することができる。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の藤沢市道路附属物自動車駐車場条例第3条第3項に規定する定期駐車
券の発行及び発行に係る料金の徴収の手続は、駐車場の指定管理者となった団体
に、この条例の施行の日前においても行わせることができる。

提案理由

この条例を提出したのは、湘南台駅地下自動車駐車場の管理運営手法の見直しに
伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第42条第5項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
ように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項中「第3号において」を「以下この条において」に改め、「次に掲
げる事項」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特
区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業
を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、
第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「この号」の次に「及び
第4項第1号」を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「、次に」を「次に」に
改め、「ものに限る。）」の次に「又は特区法第12条の4第1項に規定する国家
戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は
事業所」に改める。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（国家戦略特別区域小規模保育事業者に
あっては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定

員)」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は特区法第12条の4第1項」を加える。

第29条第3項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

第31条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は特区法第12条の4第1項」を加え，同条第3項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は，記録，作成その他これらに類するもののうち，この省令の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，目次の改正規定及び第5章の次に1章を加える改正規定は，令和3年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い，規定の整備をする必要による。

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年藤沢市条例第1号）の
一部を次のように改正する。

附則第2項中「期間（以下「対象期間」という。）の全部又は一部」を「労務に
服することができなくなった日」に改め、「（以下「適用期間」という。）」及び
「限り、当該適用期間内の対象期間について」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に対する
国からの財政支援の対象が、適用期間内に当該手当金の支給が開始された者から同
期間内の感染又はその疑いにより労務に服することができなくなった者とされたこ
とに伴い、本市の傷病手当金の対象も同様とするため、所要の改正をする必要によ
る。

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
 藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように
 改正する。

別表第1 藤沢駅北口第2自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

藤沢駅北口路上 自転車駐車場	藤沢市藤沢570番1	自転車	午前零時から午後 12時まで
-------------------	------------	-----	-------------------

別表第2 藤沢駅北口第2自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

藤沢駅北口路上 自転車駐車場	一時利用	1回	100円		
-------------------	------	----	------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める
 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢駅北口に新設する有料自転車駐車場を公共の用に
 供する必要による。

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号）の一部
を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金（第2条―第5条）
- 第3章 災害障がい見舞金（第6条）
- 第4章 災害援護資金（第7条―第16条）
- 第5章 雑則（第17条）

付則

第1条中「基づき」を「基づく」に改め、「並びに市長が認める災害に係る災害弔慰金の支給，災害援護資金の貸付け及び災害見舞金の支給」を削る。

第2条を削る。

第3条中「前条第1号アに規定する災害」を「法第3条第1項に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）」に改め、「対し」の次に「，規則で定めるところにより」を加え，「ものとし，その額は，次の各号に定めるところによる」を削り，同条各号を削り，同条に次の1項を加える。

2 災害弔慰金の額は，死亡した者1人につき，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる額とする。ただし，死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第6

条第1項に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

(1) 死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる遺族の生計を主として維持していた場合 5,000,000円

(2) その他の場合 2,500,000円

第2章中第3条を第2条とし、第3条の2を削る。

第4条第1項を次のように改める。

災害弔慰金を支給する遺族は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(災害弔慰金の支給の制限)

第5条 市長は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる場合には、災害弔慰金を支給せず、又は既に支給した災害弔慰金を返還させるものとする。

第6条及び第6条の2を削る。

第3章の章名中「の支給」を削る。

第7条第1項中「政令第1条に規定する」を削り、「次の各号」を「法別表」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「第6条」を「前条」に改め、第3章中同条を第6条とする。

第8条第1項中「政令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）」に、「同法同条同項」を「同項」に改め、同条第3項を削り、第4章中同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条第2項に次の1号を加える。

(4) 当該被害の原因となった災害により住居が全壊した場合

第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「第14条第1項」を「第13条第1項」に、「第17条」を「第16条」に改め、同条を第11条とする。

第13条ただし書中「第17条」を「第16条」とし、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

第15条中「延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもつて、償還期日の

翌日から償還履行の日までの日数により計上した」を「政令第9条に規定するところにより計算した」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「災害、盗難、疾病、負傷その他」を「法第13条第1項に規定する」に改め、同条第2項中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とする。

第5章を削る。

第6章中第20条を削り、第21条を第17条とする。

第6章を第5章とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害について適用し、同日前に生じた災害については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、本市独自の制度である災害見舞金について、被災者の負担軽減及び迅速な支給を図るためその支給要件を罹災証明書における被害の程度に合わせる等の見直しをすることに伴い、条例に規定する事項を、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく制度である災害弔慰金、災害障がい見舞金及び災害援護資金に係る条例への委任事項のみに整理するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市地震対策条例の一部改正について
藤沢市地震対策条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地震対策条例の一部を改正する条例

藤沢市地震対策条例（昭和59年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第19条」に、「第21条～第25条」を「第20条～第24条」に、「第26条～第30条」を「第25条～第29条」に、「第31条～第33条」を「第30条～第32条」に、「第34条」を「第33条」に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第4章中第21条を第20条とし、第22条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

第5章中第26条を第25条とし、第27条から第30条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章中第31条を第30条とし、第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第7章中第34条を第33条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、災害対策基本法の改正により、条例で定める「広域避難場所」と同様の役割を持つ「指定緊急避難場所（大規模火災）」の指定が義務付けられ、令和3年3月にその指定が完了したことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市旅館業法施行条例の一部改正について
藤沢市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

藤沢市旅館業法施行条例（平成24年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項第1号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第2号及び第3号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第6号中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改め、同号ただし書中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、同項第11号中「清掃する」を「清掃及び消毒をする」に改め、同項第13号中「調整箱」を「調節箱」に改め、同項第14号中「オーバーフロー回収槽」を「オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽」に改め、同項第17号中「上り用水、上り用湯」を「上がり用水、上がり用湯」に改める。

別表第2から別表第4までの規定中「回収槽の水を浴用に」を「オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の8の項第6号（「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改める部分に限る。）及び同項第11号の改正規定は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市旅館業法施行条例別表第1の8の項第14号、別表第2の9の項第6号、別表第3の9の項第6号及び別表第4の7の項第6号の規定は、この条例の施行日以後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請に係る施設について適用し、この条例の施行日前の同項の許可の申請に係

る施設については，大規模な増築，改築又は修繕をするまでの間は，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは，厚生労働省が定める「公衆浴場における水質基準等に関する指針」等の一部が改正されたことに伴い，条例で定める旅館業の施設における浴場の衛生措置の基準等を見直すため，所要の改正をする必要による。

藤沢市公衆浴場法施行条例の一部改正について
藤沢市公衆浴場法施行条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

藤沢市公衆浴場法施行条例（平成24年藤沢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第7号中「上り用水」を「上がり用水」に改める。

別表第1の1の項第1号から第3号までの規定中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第6号中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改め、同号ただし書中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、同項第11号中「清掃する」を「清掃及び消毒をする」に改め、同項第13号中「調整箱」を「調節箱」に改め、同項第14号中「オーバーフロー回収槽」を「オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽」に改め、同項第18号中「上り用水、上り用湯」を「上がり用水、上がり用湯」に改め、同表の2の項第13号中「回収槽の水を浴用に」を「オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の項第6号（「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改める部分に限る。）及び同項第11号の改正規定は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市公衆浴場法施行条例別表第1の1の項第14号及び同表の2の項第13号の規定は、この条例の施行日以後の公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可の申請に係る公衆浴場について適用し、この条例

の施行日前の同項の許可の申請に係る公衆浴場については，大規模な増築，改築又は修繕をするまでの間は，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは，厚生労働省が定める「公衆浴場における水質基準等に関する指針」等の一部が改正されたことに伴い，条例で定める公衆浴場の衛生措置の基準等を見直すため，所要の改正をする必要による。

藤沢市工場立地に関する準則を定める条例の制定について
藤沢市工場立地に関する準則を定める条例を次のように定める。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市工場立地に関する準則を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）
第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則
に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び工場立地法施行規則（昭和49年
大蔵省，厚生省，農林省，通商産業省，運輸省令第1号）の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であ
ると認められる区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積
の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	緑地面積率（緑地の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地	100分の25以上	100分の30以上

域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，田園住居地域，近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域（以下「甲区域」という。）		
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「乙区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上

2 特定工場の敷地が甲区域，乙区域又はこれら以外の区域のうち2以上にわたる場合における前項の表の適用については，それらの区域のうち当該特定工場の敷地の面積に占める当該区域の面積に係る割合（以下「敷地割合」という。）が最も高いものが，甲区域であるときは甲区域に係る規定，乙区域であるときは乙区域に係る規定を適用し，これらの区域以外の区域であるときは適用しない。

3 前項に規定する場合において敷地割合が最も高い区域が複数存在する場合は，当該複数の区域に乙区域が含まれている場合は乙区域に係る規定を適用し，乙区域が含まれていない場合はこの条例の規定は適用しない。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第4条 環境施設以外の施設及び太陽光発電施設と重複する緑地又は建築物屋上等緑化施設は，敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

（ガイドライン）

第5条 市長は，法又はこの条例に定める準則に従い設けられる緑地等の質的充実を図るため，緑の質が高い緑化手法等に関して定めたガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 市長は，法第6条第1項本文の規定による届出又は法第8条第1項の規定による変更の届出をしようとするものに対し，ガイドラインに基づき，緑の質が高い緑化手法を取り入れるよう求めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が開始された特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積が減少するものを除く。)が行われるときは、第3条第1項の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、同条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)備考1及び3の規定の例による。この場合において、法準則備考1の二中「0.2」とあるのは、甲区域にあつては「0.25」と、乙区域にあつては「0.1」と、法準則備考1の三中「0.25」とあるのは、甲区域にあつては「0.3」と、乙区域にあつては「0.15」と、法準則備考3の一中「0.2」とあるのは、甲区域にあつては「0.25」と、乙区域にあつては「0.1」と、法準則備考3の二中「0.25」とあるのは、甲区域にあつては「0.3」と、乙区域にあつては「0.15」と読み替えるものとする。

提案理由

この条例を提出したのは、工場立地法の一部が改正され、工場の緑地面積等に関する準則を定める権限が都道府県及び政令市から市町村に委譲されたことから、本市における当該準則を定める必要による。

藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について
藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成21年藤沢市条例第6号）の
一部を次のように改正する。

第8条第2項中「次条」の次に「第10条」を加える。

第10条を次のように改める。

（生物多様性地域戦略）

第10条 市長は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第5条に基づき
生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画（以下「生物多様性地域戦略」
という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を
聴くものとする。

第24条第4号中「の常緑広葉樹」を削る。

第28条に次の1項を加える。

4 事業者が、都市計画法第8条第1項に規定する工業地域又は工業専用地域にお
いて第1項に基づく緑地を確保する場合において、次に掲げる事項を実施するこ
とにより、規則で定める割合を限度とした緑地面積を前3項に規定する緑地面積
とみなすことができる。

(1) 規則で定める内容に従って多様な植物を組み合わせ使用し、休憩施設を設
け、又は水辺空間を創出すること。

(2) 環境保全等を目的とする社会貢献活動を実施すること。

(3) 工場等の敷地外に緑地を設けること。

第31条第3項中「当該緑化協定に係る緑化工事の完了前に」を削る。

第37条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生物多様性地域戦略に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条に1項を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、質の高い緑の創出を図るため緑地率の確保に関する基準等を見直すとともに、藤沢市生物多様性地域戦略に係る手続を規定するため、所要の改正をする必要による。